

大口町告示第71号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、告示の日から1週間（ただし、大口町の休日を定める条例（平成元年大口町条例第19号）第1条第1項各号に規定する町の休日を除く。）建設部建設農政課において一般の縦覧に供する。

平成23年9月30日

大口町長 森 進

路線 番号	路線名	区 間	供用開始年月日
398	上小口 9 8 号線	大口町中小口三丁目 429 番 2 地 先から同上小口三丁目 226 番地 先まで	平成 23 年 10 月 1 日